

公立大学法人秋田県立大学中期計画

(目 次)

I	中期計画の期間	…	3
II	教育に関する目標を達成するための措置	…	3
1	学生確保の強化	…	3
(1)	学部学生の受入れ	…	3
(2)	大学院学生の確保	…	3
2	教育の質の向上	…	4
(1)	学部教育	…	4
(2)	大学院教育	…	5
(3)	検討体制の整備	…	6
3	学生支援の強化	…	6
(1)	学生支援	…	6
(2)	キャリア教育・就職支援	…	7
III	研究に関する目標を達成するための措置	…	8
1	先端的・独創的研究や特色ある研究の推進	…	8
2	研究費の確保と研究体制の整備	…	8
IV	地域貢献に関する目標を達成するための措置	…	8
1	県内産業の競争力強化に向けた支援	…	8
(1)	産業振興への寄与	…	8
(2)	知的財産の創造と活用	…	9
(3)	木材高度加工研究所	…	9
(4)	バイオテクノロジーセンター	…	9
2	地域支援	…	10
(1)	自治体、企業等との連携推進	…	10
(2)	学校教育への支援	…	10
(3)	生涯学習への支援	…	10
V	交流・連携に関する目標を達成するための措置	…	10
1	国際交流の推進	…	10
(1)	研究者の交流と共同研究の推進	…	10
(2)	国際感覚を備えた人材の育成	…	10
2	他大学等との交流・連携の推進	…	11
VI	大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	…	11
1	業務運営の改善及び効率化	…	11

(1) 運営体制の強化	…	11
(2) 運営の高度化	…	11
(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化	…	11
2 財務内容の改善	…	12
(1) 自己財源の確保	…	12
(2) 経費の節減	…	12
3 自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表	…	12
(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施	…	12
(2) 教育情報等の公表	…	12
4 その他業務運営に関する重要事項	…	13
(1) 安全管理体制の強化	…	13
(2) 教育研究環境の整備	…	13
VII 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	…	13
1 予算（平成24年度～平成29年度）	…	13
2 収支計画（平成24年度～平成29年度）	…	14
3 資金計画（平成24年度～平成29年度）	…	15
VIII 短期借入金の限度額	…	16
IX 重要な財産の譲渡等に関する計画	…	16
X 剰余金の使途	…	16
XI 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定め る業務運営に関する事項	…	16
1 施設及び設備に関する計画	…	17
2 人事に関する計画	…	17
(1) 人員計画の方針	…	17
(2) 人材確保の方針	…	17
3 法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立 金の処分に関する計画	…	17
4 その他の業務運営に関し必要な事項	…	17
【語句の説明】	…	18

I 中期計画の期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間

II 教育に関する目標を達成するための措置

1 学生確保の強化

(1) 学部学生の受入れ

① 広報活動の強化

ア ホームページ、進学サイト、大学総合案内誌・パンフレットなど、多様なメディア・媒体を積極的に活用し、受験生や保護者へタイムリーな情報発信を行う。

イ オープンキャンパスを開催し、本学の教育研究内容や施設概要を周知する。また、県内外で開催される大学進学説明会に積極的に参加するとともに、進学実績を勘案した高校訪問を充実する。

ウ 県教育委員会等との高大連携事業に積極的に協力し、出張講義や高等学校教員を対象としたキャンパス見学会などを実施する。

② 県内出身入学生の確保

ア 推薦入試等特別選抜試験における募集人員や選抜方法を見直し、県内高等学校出身者の入学を促進する。

イ 県内高等学校との連携を促進し、入学者選抜試験に連携校特別枠を設ける。

ウ 県内高等学校を通じて入学生特待生制度（※1）の周知に努めるとともに、県内出身入学生に対する本学独自の奨学金給付制度（※2）などの修学支援を継続する。

③ 入試制度の改善

ア 入学者受入れ方針（※3）を周知し、本学が入学時に求める高等学校段階で修得しておくべき学力内容・水準を明示する。

イ 学生の入試区分、入試成績、入学後の学業成績等を総合的に分析し、その結果をもとに、入学者選抜制度の適切な改善を行う。

☆ 数値目標

- ・ 一般選抜試験出願倍率：5倍以上
- ・ 県内出身入学生比率：30%以上

(2) 大学院学生の確保

① 本学大学院の教育内容や養成する人材像、修得できる能力・技術、キャリアパス（※4）を明示する。

② 学内からの入学生の増加を促進するため、入学初年次から大学院説明会や進学

ガイダンスを開催し、本学大学院の魅力を積極的に周知するとともに、独自の奨学金制度などを取り入れ、経済的支援を充実する。

- ③ 社会人学生の学習動機や学習目的に配慮した教育プログラムを編成し、幅広い年齢層の修学を促進する。
 - ア 長期履修制度（※5）の導入により、社会人学生の経済的負担を軽減する。
 - イ インターネット活用授業、集中講義、土・日開講など、社会人学生に配慮した多様かつ柔軟な学習形態と学習環境を提供する。
 - ウ 科目等履修生制度及び聴講生制度の周知に努め、社会人の活用を促進する。
- ④ 海外大学との大学間・部局間協定の締結を促進し、入学料・授業料の減免や宿舍の確保等の支援、日本語教育や生活指導、修学支援体制の強化により、外国人留学生の受入れを拡大する。

☆ 数値目標

- ・大学院収容定員充足率：100%

2 教育の質の向上

(1) 学部教育

- ① 育成する人材・能力
 - ア 専攻分野の専門性だけでなく、幅広い教養を身に付け、修得した知識・技術を駆使して、自ら問題を発見し解決できる力を育成する。
 - イ 相手を尊重する豊かな人間性と自己を的確に表現できるコミュニケーション能力を育成し、社会人としての基礎力（※6）を涵養する。
- ② 教育課程の改革
 - ア 教育課程編成・実施方針（※3）に基づき、学生の視点に立ち学習の系統性や順次性に配慮した体系的教育課程を編成する。
 - イ 専攻分野の学習を通して、学生がどのような学習成果（※7）を獲得できるか明確にする。また、学生が自己の将来像を描き、目的意識と学習意欲が高まるよう教育目標に応じた分野別履修モデルを策定する。
 - ウ 教養基礎教育、専門教育等の科目構成、単位数、開講年次を柔軟に見直すとともに、教員組織の大講座制（※8）への移行を活かした教育内容、教育プログラムを実施する。
 - エ 教養基礎教育における教育指導体制を強化するとともに、放送大学の活用や県内高等教育機関との単位互換を推進する。
 - オ 修得すべき英語能力と到達目標を明示し、英語資格試験単位認定制度、語学研修制度の運用などにより、英語教育を強化する。
 - カ 大学への円滑な移行を目的として、レポート・論文の作成指導、学習の動機

付け、大学生活への適応など、初年次教育（※9）を充実する。あわせて、基礎学力の向上を目的とした補習教育（※10）を強化する。

キ 推薦入試及びAO入試（※11）の入学者を対象とした入学前教育と入学後のフォローアップを強化する。

ク 少人数教育環境の中で、教員や学生同士の密接な交流を通して、学生が自主的に学び考える力を身に付けられるよう、討論や研究発表など演習形式の授業を充実する。

ケ 学生自主研究制度（※12）を推進し、指導教員や先輩学生によるアドバイス・バックアップにより、入学直後から研究への興味や意欲を喚起していく。

③ 単位の実質化（※13）

ア 通年講義の設定、キャップ制（※14）の導入などにより、学生の十分な学習時間の確保を図る。

イ シラバス（※15）について、各科目の到達目標や授業概要・授業計画、成績評価方法・基準を詳述するとともに、自主学習、準備学習の内容や時間を具体的に指示する。

④ 教育方法の改善

ア ガイダンスの充実とオフィスアワー（※16）の機能向上・活用促進により、学習支援、履修指導を改善する。

イ 学生が自己の目標達成度や理解度を確認し、学習計画の自己管理ができるよう学習ポートフォリオ（※17）を導入する。

ウ 学生の学習成果（※7）を明確にするための評価方法を開発する。

エ 教員の教育指導方法・授業内容を向上させ、本学の教育力を強化するため、FD（ファカルティ・ディベロップメント）（※18）の実施を積極的に推進する。学生の授業アンケート、専門員による授業評価、授業参観などを組織的に実施し、教育成果の測定と教育方法の改善に活用していく。

⑤ 学科再編に向けた取組の推進

産業構造の変化に対応し、地域が必要とする専門人材を育成するため、システム科学技術学部において学科再編に向けた取組を進める。

（2）大学院教育

① 履修コース制の導入、研究指導體制の強化

ア 体系的な大学院教育を行うため、修得する能力、修了後のキャリアパス（※4）に対応した履修コース（科目群）を提供する。

イ 研究指導、学位論文作成指導、学習支援における教員の連携・協力体制を強化する。

ウ 教員のFD研修や研究指導方法のピア・レビュー（※19）を実施し、大学院

における教育・研究指導能力の向上を図る。

エ TA制度（ティーチング・アシスタント）（※20）、RA制度（リサーチ・アシスタント）（※21）を積極的に活用し、きめ細かな研究指導を行う。

オ 秋田大学との共同教育課程を実施する「システム科学技術研究科共同ライフサイクルデザイン工学専攻」において、グリーンイノベーションや循環型社会形成のための新たな人材養成に取り組む。

② 博士後期課程の改革

ア 専門的知識と優れた探求心、コミュニケーション能力、国際性など、高度技術研究者として求められる基本的素養を身に付けさせ、博士号取得に導くため、一貫的・体系的教育カリキュラムを編成する。

イ 産業界等との連携による教育プログラムの実施、インターンシップ（※22）の実施など、人材養成における学外との連携を強化し、博士後期課程修了生の多様なキャリアパス（※4）の開拓を図る。

ウ 社会人へのリカレント教育（※23）に取り組むとともに、社会人が有する経験や知識を研究指導に活用する。また、一定の研究実績や能力を有する社会人を対象とした短期在学コースを創設する。

（3）検討体制の整備

① 教育改革・支援センターの設置

ア 本学や他大学の教育関連情報の収集分析、教育内容・教育方法の改善、学部・学科・専攻の見直しなどを行う「教育改革・支援センター」を設置して、教育改革に向けた取組を強化する。

イ 教育課程編成・実施方針（※3）及び学位授与・卒業認定方針（※3）と整合した教育課程が実施され、教育目標に沿った教育成果があがっているか定期的に検証し、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつける。

3 学生支援の強化

（1）学生支援

① 学生支援センターの設置

ア 学生が抱える様々な問題（進路、ハラスメント、対人関係、経済的問題等）に適切に対処するための総合窓口として「学生支援センター」を設置して、学生の満足度を向上させる。

イ 就職支援、学習相談、生活相談等各担当部門及び教員組織と連携・協力するとともに、学生支援の在り方について調査、提言する。

ウ 地域交流やボランティア活動の紹介、部活動やサークル・同好会の支援など、学生の課外活動を促進する。また、学生に対して事故防止や危機管理に関する

研修等を実施し、自己管理を喚起する。

- ② 中途退学者や休学者・留年者の減少・防止を図るため、入学後の基礎学力向上対策や学習指導に一層力を入れるとともに、理由を調査・分析し、学生の悩みや問題に早期に対処する。
- ③ 経済的負担軽減制度の拡充
 - ア 経済的に困難な学生の修学を支援するため、授業料減免を拡充する。また、成績優秀者に対する学業奨励を目的として特待生制度を継続する。
 - イ 県内出身入学生に対する奨学金給付制度と金融機関からの教育資金の借入れに対する利子補給金給付制度（※24）を継続する。

(2) キャリア教育・就職支援

- ① キャリア教育センターの設置
 - ア 本学のキャリア教育を総合的に企画・推進する「キャリア教育センター」を設置して、学生の就業力育成と自立心の涵養に向けた取組を強化する。
 - イ 「教育改革・支援センター」、「学生支援センター」及び教職員との緊密な連携体制を構築し、学生が自己の適性や人生設計を考え、円滑に職業生活へ移行できるよう支援を強化する。
 - ウ キャリア教育関連科目の整備、コミュニケーション能力開発等教育方法の改善を行う。
 - エ 学生が自己の能力を的確に把握し、キャリア形成と進路決定に至るようキャリアポートフォリオ（※25）を導入する。
- ② 就職支援の強化
 - ア 秋田・本荘キャンパスに加え、大潟キャンパスに常勤のキャリアカウンセラー（※26）を配置し、就職情報提供機能と就職相談機能を強化する。
 - イ 県内外の企業と本学の学生が直接接触できる企業就職面談会を継続する。学生PRと求人情報の収集のため、企業訪問を強化する。
 - ウ 県内企業や地域事業所への就職を希望する学生に配慮した就職ガイダンスを行うとともに、県や連携協定を締結している市町村、企業の協力を得ながら、県内への人材供給に努める。
 - エ 長期インターンシップや公務員試験等各種資格試験対策セミナーを実施する。
 - オ 就職先未決定の卒業生に対して、一定期間就職活動を支援する。また、離職者の就職相談に応じ情報提供などの支援をする。

☆ 数値目標

- ・進路決定率〔(就職先内定者数+大学院等進学者数) / 卒業生数〕：100%

Ⅲ 研究に関する目標を達成するための措置

1 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進

- ① 蓄積してきた研究資源や成果を活用し、重点的に推進する研究分野と課題を定め、先端的・独創的研究の確立を目指す。
- ② 工学系と農学系の学部・学科構成、また、国内唯一の「木材・木質材料」の研究機関である木材高度加工研究所とバイオテクノロジー研究の拠点であるバイオテクノロジーセンターをもつ本学の特性を生かしながら、大講座制（※8）における柔軟な研究グループの編成により、特色ある研究テーマに取り組む。
- ③ 産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマや国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果をあげる上で最も有効な体制を構築し、産学官民連携の研究プロジェクトを企画・実施する。

2 研究費の確保と研究体制の整備

- ① 学長プロジェクト及び産学連携事業等学内研究費について、研究実績の評価を反映するよう見直す。また、特色ある研究の推進のためのプロジェクト実施に対応して、弾力的・機動的な予算編成を行い、財源を集中的に投入する。
- ② 各種研究助成金や競争的研究資金の獲得強化のため、応募・申請方法に係る研修や講習会を開催し、採択率の向上を図る。
- ③ 若手研究者に対する研究費を確保し、研究活動を奨励・支援する。
- ④ 流動研究員や競争的研究資金による研究員等の採用に努め、研究推進体制を整備する。また、学生や研究員等を研究プロジェクトに参加させ、実践的教育研究の推進に結びつける。

Ⅳ 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 県内産業の競争力強化に向けた支援

(1) 産業振興への寄与

- ① 産学官連携コーディネート機能の強化
 - ア 「地域連携・研究推進センター」を中心とする産学官連携コーディネート機能を強化するため、研修実施や外部との交流促進によりコーディネーターの連携やスキルアップを図る。
 - イ 「秋田産学官ネットワーク（※27）」に積極的に参加するとともに、研究会活動や「産学連携コーディネーター会議」等への参加を通じて、研究シーズを周知し、企業等のニーズを把握する。
- ② 県内企業等との交流を促進し、新技術の開発や課題解決を目的とした受託研究、共同研究、技術相談等を推進する。また、研究成果の実用化、新事業創出を支援する。

- ③ 県内の高等教育機関及び公設試験研究機関との共同研究や研究成果発表会等、連携事業を推進する。

☆ 数値目標

- ・ 受託研究及び共同研究受け入れ件数：年間100件以上

(2) 知的財産の創造と活用

- ① 研修会、セミナー等を通じて知的財産の創造意欲の啓発や知的人材の育成を図る。
- ② 知的財産ポリシー（※28）に基づき、知的財産の保護・管理に努め、実施許諾や譲渡による技術移転を推進する。

☆ 数値目標

- ・ 技術移転件数：年間2件以上

(3) 木材高度加工研究所

- ① 都市エリア事業等の研究成果を基盤に、県、地元自治体及び財団法人秋田県木材加工推進機構等関係団体との連携強化を図りながら、秋田スギ材の新用途の開発、強度等性能保証製材品生産技術の開発、森林資源活用技術の開発・高機能性材料の開発など、本県木材産業界の競争力強化のための研究及び産業支援に取り組む。また、企業訪問、技術相談、依頼試験、人材育成など、多様な支援を行う。
- ② 県、地元自治体等の各種委員会への参加、独自の公開講座・基礎講座の開設、研究成果発表会の開催、高大連携による高校生インターンシップの受入れなど、地域貢献を積極的に推進する。

(4) バイオテクノロジーセンター

- ① 研究や講義のサポート、研修の実施、教員の外部資金応募への協力などを通じて、本学のバイオテクノロジー研究及び教育の高度化と研究活動の活性化を促進する。
- ② 県、自治体、企業及び大学等研究機関からの受託解析や技術相談・研究相談に応じるとともに、本県におけるバイオテクノロジー研究の拠点として、新技術の開発、共同研究の発掘に努める。
- ③ 優秀な教員や学生の獲得、分析需要の拡大のため、積極的に広報活動を行う。また、小・中・高校生の施設見学や中・高等学校教員のリカレント教育（※23）の実施に協力する。

2 地域支援

(1) 自治体、企業等との連携推進

- ① 連携協定を締結した県内自治体の政策課題への協力や企業等からの依頼による技術指導や研修等を通じて、本県の地域振興・地域活性化に向けた諸活動を積極的に支援する。
- ② 学外開放の研究スペースを設置し、技術相談や情報提供などに柔軟に対応する。

(2) 学校教育への支援

- ① 県教育委員会等が主催する出張講義や模擬実験等の高大連携事業に積極的に協力するとともに、独自に高等学校との連携を推進し、理数教育への支援や教員の人事交流を実施する。
- ② 小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。

(3) 生涯学習への支援

- ① 県民の学習意欲や知的好奇心に応え、本学の教育研究活動とその成果を分かりやすく発信するため、公開講座、公開講演会、シンポジウム等を開催する。
- ② 図書館、講堂、屋外運動施設など、大学施設の利用方法を改善し、学生教育に支障がない限り県民に開放する。

V 交流・連携に関する目標を達成するための措置

1 国際交流の推進

(1) 研究者の交流と共同研究の推進

- ① 海外大学との大学間協定及び部局間協定に基づき、学術交流や共同研究を推進する。
- ② 国際シンポジウム、ワークショップ等を開催し、本学の研究成果を積極的に世界に発信する。

(2) 国際感覚を備えた人材の育成

- ① 海外研修事業や支援制度を充実し、留学先大学の状況など、情報提供体制、相談体制及び実施体制を整備することにより、海外留学・海外インターンシップを促進する。
- ② 外国人留学生が学びやすい環境を整備するとともに、本学学生の語学力の向上を図るため、英語等外国語による学位取得コースを設定する。あわせて、学生の相互交流を促進し、支援することにより、国際感覚を備えた人材を育成する。

2 他大学等との交流・連携の推進

- ① 「大学コンソーシアムあきた（※29）」が主催する連携公開講座や高大連携授業などの共同事業に積極的に参加する。
- ② 秋田大学、国際教養大学との連携協定に基づき、市民講演会などの連携事業や人事交流を継続するとともに、県内高等教育機関と広く連携し、地域課題に関する共同研究などに取り組む。
- ③ 連携協定を締結する県外大学等との教育研究活動や地域貢献における連携事業を推進する。

VI 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の強化

- ① 学内外から広く意見を聴取し、理事長及び役員会のリーダーシップと機動力の発揮に努め、迅速で透明性の高い意思決定を行う。また、各キャンパス及び研究所の意思疎通の向上と交流の促進を図る。
- ② 運営の効率化と円滑化を図るため、役員会や業務本部制の在り方を見直すとともに、業務の多様化、複雑化に対応して事務局組織や委員会等を柔軟に編成する。

(2) 運営の高度化

- ① 中・長期的な管理運営方針を策定する。
- ② 中期計画の実現に向けた到達目標を定め、その具体的達成手順となる行動計画を作成し、実行する。
- ③ 中期計画の達成度評価、自己点検・評価、秋田県地方独立行政法人評価委員会評価及び認証評価機関評価等（以下「第三者評価等」という。）の結果を踏まえて改善実施に迅速に取り組むため、必要な人員配置や予算配分の見直し、組織改革などを行う。
- ④ コンプライアンス（※30）及び不正防止を目的に内部監査を徹底し、監事及び会計監査人との連携により、業務の有効性・信頼性の向上に努める。

(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化

- ① 教職員の業績や活動を多面的に評価する評価制度と任期制及び年俸制の一体的運用により組織の活性化を図る。
- ② サバティカル制度（※31）の導入や国内外の教育研究機関への留学等長期研修制度の活用を促進し、教員の資質向上と組織の能力向上を図る。
- ③ 事務職員の意欲・資質向上により、業務の高度化・複雑化に対応するため、SD（スタッフ・ディベロップメント）（※32）の活動を積極的に実施する。また、

他大学等学外機関への研修派遣や人事交流を促進するとともに、大学院への修学など職員の自己啓発について、積極的に奨励・支援する。

- ④ 女性教員及び外国人教員の雇用を拡大する。

2 財務内容の改善

(1) 自己財源の確保

- ① 科学研究費補助金等競争的研究資金、共同研究費及び受託研究費など、外部資金の獲得強化により、自己財源の安定的確保を図る。
- ② 知的財産の適正な管理と積極的な公表を行い、企業等への技術移転を積極的に進め、特許実施許諾料等自己収入の増加に努める。

(2) 経費の節減

- ① 中・長期的な財政計画を策定し、教育研究を十全に遂行するとともに、新たなニーズや事業に即応できる柔軟かつ機動的な財政運営を行う。
- ② コスト意識をもって業務の内容や処理方法を見直し、費用対効果の検証により、経費節減を徹底する。

3 自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表

(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施

- ① 加盟する認証評価機関の定める大学基準に基づき、毎年自己点検・評価を実施する。その中で、課題の改善状況と第三者評価等の結果に対する改善状況を明らかにするとともに、中期計画の目標達成度について自己評価を行う。
- ② 自己点検・評価の結果を踏まえて自己改革・自己改善に全学で取り組む態勢を整備し、本学の内部質保証システム（※33）を構築する。
- ③ 研究活動に関して専門分野別に外部評価委員を委嘱し、ピア・レビュー（※19）による外部評価制度を導入する。

(2) 教育情報等の公表

- ① 自己点検・評価及び第三者評価等の結果、大学経営の状況、教育研究活動の状況・成果などを、ホームページや大学案内誌、研究成果報告書等出版物により積極的に公表する。
- ② マスメディアへの情報提供・情報発信を積極的に行う。また、研究成果発表会や産学官連携フォーラム・イベントなど、多様な機会を活用して大学の活動状況を周知する。

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 安全管理体制の強化

- ① 安全衛生マニュアルに基づく安全教育の徹底やリスク管理、防災意識の向上を図り、事故防止に努める。万一、事故が発生した場合に迅速で的確な対応ができるよう、定期的な研修や訓練を実施する。
- ② 法令や各種ガイドラインを遵守し、施設や設備機器の保守管理と安全点検を実施する。

(2) 教育研究環境の整備

- ① 施設及び機器の整備・更新計画に基づき、教育研究施設の改修と設備機器の更新を行う。また、研究プロジェクトの進捗状況や新たな研究分野・領域への取組に対応した整備を進める。
- ② 学生や教職員の意見を反映して、良好なキャンパス環境の整備に努める。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

本計画においては、次の学生収容定員により、予算等を算定した。

- ① 学士課程 1,560名
- ② 博士前期課程 156名
- ③ 博士後期課程 44名（平成24年度）
39名（平成25年度以降）

1 予算（平成24年度～平成29年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	22,433
施設整備費補助金	299
諸補助金	105
自己収入	8,069
授業料等収入	6,820
その他収入	1,249
受託研究等収入	1,203
寄附金収入	99
目的積立金取崩	0
計	32,211
支出	
業務費	11,819

教育研究経費	9,064
一般管理費	2,754
施設整備費	299
受託研究等経費	1,203
寄附金事業費	99
人件費	18,789
計	32,211

【人件費の見積り】

期間中総額 18,789百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬並びに教職員年俸、法定福利費及び退職手当に係るものである。

【運営費交付金の算定ルール】

中期目標・計画の達成のために必要と考えられる標準的な支出経費に各年度の特要素を加算した合計額から、見込まれる標準的な収入を差し引いた額を、各年度の運営費交付金額とする。

◆ 算定ルール

$$\text{運営費交付金額} = \text{支出} - \text{収入}$$

◆ 支出＝学生教育サービス経費A＋学生教育間接経費B＋人件費C＋特殊経費D

[各経費の内容]

学生教育サービス経費 A	学生教育費、学生指導費、キャリア開発支援経費、学生確保経費、地域貢献事業費、図書整備費、教員研究費
学生教育間接経費 B	入試関係経費、広報活動費、情報システム推進費、教育施設管理費、プロジェクト研究費等、図書館運営費、一般管理費
人件費 C	役員、専任教員、非常勤教員、職員、嘱託・非常勤職員
特殊経費 D	引継教員退職手当

注1) A及びCは基準額（平成23年度予算額）を計上

注2) Bは基準額×経営努力促進係数（△2%）で計上（経営努力促進係数は平成25年度以降累乗）

注3) Dは各年度必要額を計上

◆ 収入＝学生納付金E＋その他収入F

[各収入の内容]

学生納付金 E	<p>[授業料]</p> <p>授業料単価×（最上級生除く在学者数＋入学定員）－授業料減免額</p> <p>[入学料]</p> <p>学部生：県内者入学料単価×（定員×30%）＋県外者入学料単価（定員×70%）</p>
---------	---

	大学院生：県内者入学料単価×定員 [入学検定料] 学部：入学検定料単価×定員×5倍 大学院：入学検定料単価×定員
その他収入 F	財産貸付収入、農畜産物売払収入、入居団体費用収入、大学入試セン ター試験実施料収入、雑収入

注4) 本中期計画における運営費交付金は、一定の仮定の下、上記算定ルールに基づいて試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において改めて当該算定ルールを適用して算出し、決定される。

2 収支計画（平成24年度～平成29年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	35,351
経常費用	35,351
業務費	27,891
教育研究経費	7,898
受託研究等経費	1,203
人件費	18,789
一般管理費	2,574
その他費用	6
減価償却費	4,878
臨時損失	0
収益の部	35,351
経常収益	35,351
運営費交付金収益	22,433
授業料等収益	5,380
受託研究等収益	1,203
寄附金収益	99
補助金等収益	105
その他収益	1,249
資産見返負債戻入	4,878
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成24年度～平成29年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	32,211
業務活動による支出	30,352
投資活動による支出	1,739
財務活動による支出	120
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	32,211
業務活動による収入	31,900
運営費交付金による収入	22,433
授業料等による収入	6,820
受託研究等による収入	1,203
寄附金による収入	99
補助金等による収入	105
その他の収入	1,237
投資活動による収入	311
施設費による収入	299
その他の収入	12
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	0

VIII 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入れ遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を4億5千万円（予算収入総額の1か月相当額）とする。

IX 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X 剰余金の使途

剰余金は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる。

XI 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標・中期計画を達成するために必要となる施設・設備の整備や老朽度合を勘案した施設・設備の改修を行う。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画の方針

カリキュラム改革や教育方法の改善、研究分野の重点化・プロジェクトの推進、業務量の増減などに対応した柔軟な教職員配置を行う一方、人件費の抑制に努める。

(2) 人材確保の方針

教職員の人材は、公募を原則として広く国内外に求める。優秀な教職員を確保し教育研究活動を活性化するため、任期制を継続する。あわせて、評価結果を適正に反映した年俸制を継続し、教職員の職務遂行能力やモチベーションの一層の向上に努める。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に 関する計画

積立金は、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。

4 その他の業務運営に関し必要な事項

なし

【語句の説明】

※1 【入学生特待生制度】

平成18年度から実施している本学独自の特待生制度である。学部新入学生を対象に入学者選抜試験の成績によって選考され、原則として4年間にわたって年間授業料相当額が支給される。他に学部在學生や大学院學生の学業成績優秀者を対象とした在學生特待生制度がある。

※2 【奨学金給付制度】

開学10周年記念募金を主たる原資とする県内高等学校出身入學生に対する奨学金給付制度であり、入学初年次のみ給付する。

※3 【入学者受入れ方針（AP＝アドミッションポリシー）、教育課程編成・実施方針（CP＝カリキュラムポリシー）、学位授与・卒業認定方針（DP＝ディプロマポリシー）】

APは大学が求める入學生の能力や適性等の方針、CPは教育課程の編成や実施の方針、DPは学位授与の方針である。入試制度、カリキュラム・教育方法及び学習成果が整合し一貫性のある教育が実施されることを求めるものである。「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日中央教育審議会）、「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年12月24日中央教育審議会）（以下「学士課程（答申）」という。）において、重要性が指摘されている。

※4 【キャリアパス】

キャリアは「仕事」、パスは「進路」である。ある人がその仕事において、どのような学修歴・職歴、職種・地位を経て昇進していくか、その経路を示す。

※5 【長期履修制度】

標準修業年限が2年である場合3年に、3年である場合5年などに履修期間を延長できる制度である。留年よりも学費を安く抑えられる。夜間開講を実施している大学院に導入する例が多く、通学を週1～2回、週末集中授業といった調整が可能である。

※6 【社会人としての基礎力】

社会では大学の授業で得た知識・技能だけでなく、課外活動も含めた多様な経験を基礎として、直面した課題に向き合い乗り越えていく、汎用性ある基礎的な能力が求められている。「若年者就職基礎能力」（厚生労働省）、「社会人基礎力」（経済産業省）、「生きる力」（文部科学省）といった提起がされている。また、「学士課程（答申）」においては、コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任感などを学士課程で培う汎用的技能・態度としている。

※7 【学習成果（ラーニング・アウトカム）】

プログラムやコースなど一定の学習期間終了時に、修得すべき知識、スキル、態度である。学生中心のアプローチとなる教育プログラムの構築により、学生にとって到達目標が

明確になる。

※8【大講座制】

本学の教員組織は、開学以来専攻分野別に教授、助教授、講師、助手の職階を基本とした（小）講座制で運営されてきた。これに対して、大講座制は、教員の専門分野を尊重しながらも、より大きな括りとし、職階も従前の講座制にこだわらず、研究グループを弾力的に編成するものである。本学は、法人化後大講座制への移行に取り組んでおり、教員同士の意見交換や研究室間の相互協力の進展により、研究課題の多様化や研究領域の拡大に繋がることを期待している。

※9【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的経験を成功に導くための総合的教育プログラムである。学問的・知的能力の発達、人間関係の確立、キャリア・人生設計など、大学の教育目標と学生の個人的目標との両立を目指すものである。

※10【補習教育】

大学教育を受けるための基礎的な知識の修得を目的とするものであり、大学入学後に行われる高等学校までの基礎学力補完教育である。

※11【AO入試】

「AO」とはアドミッション・オフィスの略であり、アメリカの大学の入試担当部門＝アドミッション・オフィスから来ている。日本のAO入試は、ペーパーテストだけでなく、丁寧な面接など多面的な選抜方法を意味する。本学においても特定分野に秀でた才能を判断するため、大学入試センター試験及び個別学力検査を課さず、論文審査や面接を重視した入試制度として平成14年度から実施している。

※12【学生自主研究制度】

本学の開学以来実施してきた特徴的教育プログラムである。1，2年生が対象であり、研究計画を申請させ、大学が審査して研究費を交付する。学生研究グループが主体であり、指導教員はアドバイスに徹するが、その後の研究活動に円滑に導くものであり、学生にとってはプレ卒業研究といったイメージがある。

※13【単位の実質化】

大学設置基準では、1単位の標準を授業時間以外も含め45時間相当の学修量と定めているが、実際には、授業時間以外の学習時間は大学によって様々であり、1回当たりの授業内容の密度が薄い大学もある。「学士課程（答申）」において、単位数配当の見直し、シラバス改善、キャップ制の導入などにより、適切な学習時間を確保することが求められている。

※14【キャップ制】

学生の単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設定する制度である。学期末の試験結果のみで単位認定が行われるなどの理由から、過剰な単位登録をして、3年間で124単位近く修得し、結果的に45時間に満たない学

修量で単位認定されている現象がある。このため、平成11年改正の大学設置基準第27条の2第1項により、「大学は、学生が1年間又は1学期に履修登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。」と定められた。

本学は、認証評価機関による大学評価（平成23年3月）において、キャップ制導入を指摘（助言事項）されている。

※15【シラバス】

授業科目の詳細な授業計画のことで、授業名、担当教員名、目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、教科書・参考文献などが記載されている。特に、「単位制度の実質化」という観点から、各科目の到達目標の明示、準備学習の具体的指示が求められている。

※16【オフィスアワー】

本学の専任教員が毎週1回（90分）以上研究室で待機し、学生の学習のみならず、日常生活や就職などの相談や質問に答える制度である。学長、学部長も実施している。各 Semesterのはじめに時間割が学生に示される。

※17【学習ポートフォリオ】

教育分野でのポートフォリオは「学習過程における個人の技能・経験・成果などの証拠を入れておくための入れ物」の意味として用いられる。プロセスを重視する学習のためのツールであり、学生がカリキュラムマップに連動した学習目標を設定し、どの程度学習目標・教育目標を達成したかを常に認識し、自己点検ができるシステムである。また、学生の習熟度や理解度を総合的に判断し、学士課程の「学習成果」を認定することができる。

※18【FD（ファカルティ・ディベロップメント）】

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的取組である。研究活動、社会貢献、管理運営など広い意味での教員の職能開発活動全般を指している。

※19【ピア・レビュー】

研究成果や研究内容について、専門家仲間の吟味や検証を受けることであり、公正な評価のために行われる。このほか広い分野においてある対象や成果物の適正化のため「同僚評価」という意味で使われる。

※20【TA制度（ティーチング・アシスタント）】

優秀な大学院学生に学部学生に対する助言や授業・実習などの教育補助業務を行わせ、これに手当を支給する制度であり、本学では大学院学生の教育指導の訓練や経済支援策の一つとして活用している。

※21【RA制度（リサーチ・アシスタント）】

本学の研究プロジェクトに教育的配慮から、大学院学生を研究補助として参画させる制度である。TA制度同様、手当を支給している。

※22【インターンシップ】

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験をすることであり、期間は、本学においては原則5日間であり、自由科目として単位認定し

ている。

※23【リカレント教育】

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の終了後、一旦社会に出てから行われる教育のことである。

※24【利子補給金給付制度】

本学と連携協定を締結する金融機関から教育資金を借入れした学生やその保護者に利子相当額を給付する独自の経済的負担軽減制度であり、平成21年1月から実施している。

※25【キャリアポートフォリオ】

自己目標、目指す自分像、人生設計、進路選択など、節目における自分の考え方や判断、活動状況を記録したものである。学生の大きな獲得財産であり、これを活用することが学生のキャリア形成に有効である。特に、就職活動においては、自身の強みを的確にアピールすることが重要であり、キャリアポートフォリオは、エントリーシート作成や自己紹介書の作成に活用できる。

※26【キャリアカウンセラー】

学生の知識・能力、職業志向、人生観をもとに、当該学生にとって望ましい職業選択を指導・支援する専門職であり、秋田・本荘キャンパスに1名ずつ配置している。

※27【秋田産学官ネットワーク】

平成23年度に設立した県内大学等研究機関、県、県内産業団体、技術研究会、産業支援機関が参加する全県を網羅した産学官連携ネットワークである。

※28【知的財産ポリシー】

本学において生まれる知的財産を組織として積極的に創造・保護・管理・活用して知的創造サイクルを進めるための基本方針である。

※29【大学コンソーシアムあきた】

県内の高等教育機関の連携協力により、相互の教育研究機能の強化を図り、地域に貢献することを目的に平成17年3月に設立された任意団体である。14の大学等で構成され、単位互換授業、連携市民公開講座、高大連携授業などの事業を実施している。

※30【コンプライアンス】

一般的には法令遵守、社会規範に违背しないことであるが、公立大学法人でいえば、法令はもとより、主務官庁や設立団体の基準・通達・指導、さらには法人内部の規程や倫理なども遵守しなければならない。

※31【サバティカル制度】

一般的には専任教員として長期間勤務し大学に貢献したことにより、半年から1年程度の自由な研究期間が与えられる制度である。5年間又は7年間勤務を条件とする大学が多いが、教員評価も考慮しているところもある。

※32【SD（スタッフ・ディベロップメント）】

事務職員や技術職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上の

ための能力開発に係る組織的取組である。

※33 【内部質保証システム】

自己点検・評価活動を進化させたものであり、第三者評価や独自の外部評価も活用した自己改革・自己改善のためのPDCAサイクルの実施により、大学が自律的に質を向上していく仕組みである。大学が量的に拡大する中でその質を維持し、高等教育機関としての社会的責任を果たしていくためには、設置基準や認証評価制度を遵守するだけでなく、大学が自身の努力と工夫により、課題を解決し自己改革する取組が求められている。